

令和4年6月23日

全学公認団体 各位  
学 生 各位

学生担当理事  
村 中 孝 史

### 課外活動の自粛要請について（第11版）

学生のみなさんにおかれては、日頃より感染拡大防止のための行動を遵守いただき感謝します。

現在も新型コロナウイルスは収束したとは言い難い状況ではありますが、感染防止対策に厳重な配慮をすることを前提に、課外活動について可能な範囲で自粛要請の緩和を進めることとし、「課外活動等の実施における感染拡大予防マニュアル（第11版）」を策定しました。

以下は、上記マニュアルを抜粋したものとなります。詳しくは当該マニュアルをご覧ください。

※ 下記の注意いただく点ですが、令和3年10月1日付「課外活動の自粛要請について（第10版）」から修正・追加したのものには下線を引いています。

非公認団体が活動する際は、上記マニュアルの（2）全学公認団体の活動に当たっての遵守事項、及び（3）全学公認団体の活動における留意事項に準じて活動してください。不明な点があれば教育推進・学生支援部厚生課課外活動掛にお問い合わせください。

### 記

- (1) 全学公認団体が対面を伴う課外活動を実施できる条件は、令和4年6月23日から当面の間、以下のとおりとする。
  - (a) 当該団体に所属する本学学生のみが参加するものであること
  - (b) 「課外活動等の実施における感染拡大予防マニュアル（第11版）」に記載された場所における活動であること
  - (c) 活動時間の制限は解除する。ただし、健康に支障のない範囲とすること
  - (d) 団体での活動の参加人数の制限は解除する。ただし、密にならない人数の範囲とすること
  - (e) 各団体は、構成員名簿に記載された者の体調の記録を行い、活動日の前2週間分について、体温、体のだるさ、咳の有無等を記載した「体調経過観察表」（様式自由）を作成すること
  - (f) 団体としての活動日の前2週間及び団体としての活動期間中において、家族等を除く複数人でのアルコールを伴う飲食（下宿等での飲食を含む）をしていないこと
  - (g) 団体において本学が定めた「課外活動等の実施における感染拡大予防マニュアル（第11版）」を遵守した内容の「感染拡大予防ガイドライン」を作成し、大学の承認を得ていること。その際、同ガイドラインにおいて感染拡大防止の責任者を定め、同ガイドラインが守られているかチェックする仕組みについて記載すること
  - (h) 団体において上記(g)のガイドラインに沿った活動計画を作成し、大学の許可を得ていること

- (i) 練習、遠征、試合、公演、集会で宿泊を伴う場合は、複数人が同室とならないようにし、食事の際の感染症対策を講じたうえで、大学の許可を得ること
- (j) 有観客での試合、公演、集会などは京都府ホームページの「イベントを開催されるにあたって」に留意して行うこと  
<https://www.pref.kyoto.jp/kikikanri/daikiboeventjizensoudan.html>
- (k) 部室等への立入りは、物品の搬出入など一時的なもの及び課外活動掛が認めた場合は可
- (l) マスクの着用については、令和4年6月1日付「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のためのマスクの着用について（通知）」を参照のこと

(2) 引き続き、当面の間、以下の活動については自粛を要請する。

- (a) 本学学生以外の者との合同の活動
- (b) 飲食を伴う懇親会・歓迎会などの会合
- (c) 家族等を除く複数人でのアルコールを伴う飲食（下宿等での飲食を含む。）
- (d) 学内外での対面による新入生勧誘活動（令和4年3月18日付「新入生勧誘活動について」に基づき事前に大学の許可を得た見学及び活動体験であり、「課外活動等の実施における感染拡大予防マニュアル（第11版）」に反しないものを除く）
- (e) 活動前後における複数人での飛沫感染の恐れのある行動
- (f) 緊急事態宣言地域及びまん延防止等重点措置地域との不要不急の往来
- (g) その他、上記（1）に該当しない活動（オンライン上での活動を除く。）

(3) 上記に違反した団体に対しては、活動の停止を命じることがある。